

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

フェニックス共済では、これまで半壊以上を給付対象としてきましたが、新たに一部損壊(損害割合10%以上20%未満)を給付対象とする制度(一部損壊特約)が平成26年8月1日からスタートします(加入申込みは4月から受け付けています)。災害への大切な備えとしてぜひ加入の検討をお願いします。



フェニックス
サポーター
はばたん

小さな負担で大きな支援

県内に住宅をお持ちの方の
住宅再建共済制度

年額**5,000円**で
最大600万円
の給付

分譲
マンションに
お住まいの方
も入れます

市町が発行するり災証明書で半壊以上の
認定に限ります

県内にお住まいの方の
家財再建共済制度

年額**1,500円**で
最大50万円
の給付

市町が発行するり災証明書で半壊以上
又は床上浸水の認定に限ります

借家(賃貸、
社宅等)に
お住まいの方
も入れます

さらにワンコインで
追加加入できます



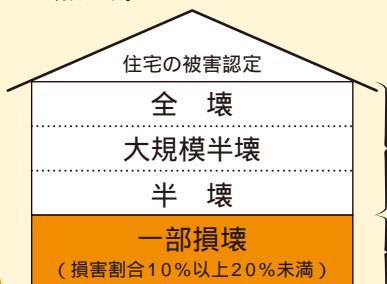
住宅再建共済制度に上乘せ加入でもっと安心!!

一部損壊特約のみにご加入いただくことは出来ません。

住宅再建共済制度(一部損壊特約)

年額**500円**で補修時等に**25万円**の給付

市町が発行するり災証明書で一部損壊(損害割合10%以上20%未満)の認定に限ります。



これまでの住宅再建共済制度の給付対象

年額**5,000円**で**最大600万円**

一部損壊特約で給付対象となる部分

年額**500円**で補修時等に**25万円**

この度、フェニックス共済では住宅が自然災害により半壊に至らない被害を受けた場合についても、共済給付金を給付することが出来るよう制度を拡充いたしました。

従来の住宅再建共済制度では給付対象外となっていた一部損壊(損害割合10%以上20%未満)について、年額500円の負担金で、補修時等に25万円を給付する制度が平成26年8月1日からスタートします。

一部損壊特約に8月1日より前にお申し込みいただいた場合でも加入日は8月1日となります。

平成26年
8月1日
スタート!!

安心を 共に育む フェニックス共済

